

4 信用基金が第二項の規定による払戻しをしたときは、信用基金の資本金（林業信用保証業務に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち当該払戻しをした持分に係る出資額については、信用基金に対する出資者からの出資はなかったものとし、信用基金は、その額により資本金を減少するものとする。

第十二条第四項第一号中「第十五条第二号に規定する」を削る。

第十三条第一項第五号中「昭和五十一年法律第四十二号」を削り、同条に次の一項を加える。

3 信用基金は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条の規定による支援を行うことができる。

第十三条第二項第一号中「千万円」を「三億円」に改める。

第十五条第二号中「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項に規定する業務」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条に一項を加える改正規定及び第十五条第二号の改正規定並びに附則第四条中林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第七条の表第十五条第二号の項の改正規定は、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第七条中「と読み替えるもの」を削り、同条の表第十四条第二項の項中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）」を「暫定措置法」に改め、同項の前に次のように加える。

第七号	第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合	第十七条第二号若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）以下「暫定措置法」という）第六条第一項第三号口に掲げる中小企業等協同組合
第七号の二第三項第一号	同法第十七条第一号に掲げる者	林業・木材産業改善資金助成法第十七条第一号若しくは暫定措置法第六条第一項第三号ハに掲げる者

第七条の表第十五条第二号の項中「これに」の下に「附帯する業務並びに第十二条第三項に規定する業務」を加える。

財務大臣臨時代理

- 農務大臣 野田 聖子
- 農林水産大臣 齋藤 健
- 内閣総理大臣 安倍 晋三

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十七号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとつて魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

2 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第三十六号）の基本理念に基づき行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に地域における若者の修学及び就業を促進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならない。

（基本指針）

第四条 内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学の振興・若者雇用創出」という。）に関する基本指針（以下この条及び次条において「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 地域における大学の振興・若者雇用創出の意義及び目標に関する事項
- 2 地域における大学の振興・若者雇用創出のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 3 地域における大学の振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項
- 4 地域における大学の振興・若者雇用創出に係る地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項